

令和6年度

# 南信州広域連合の現況

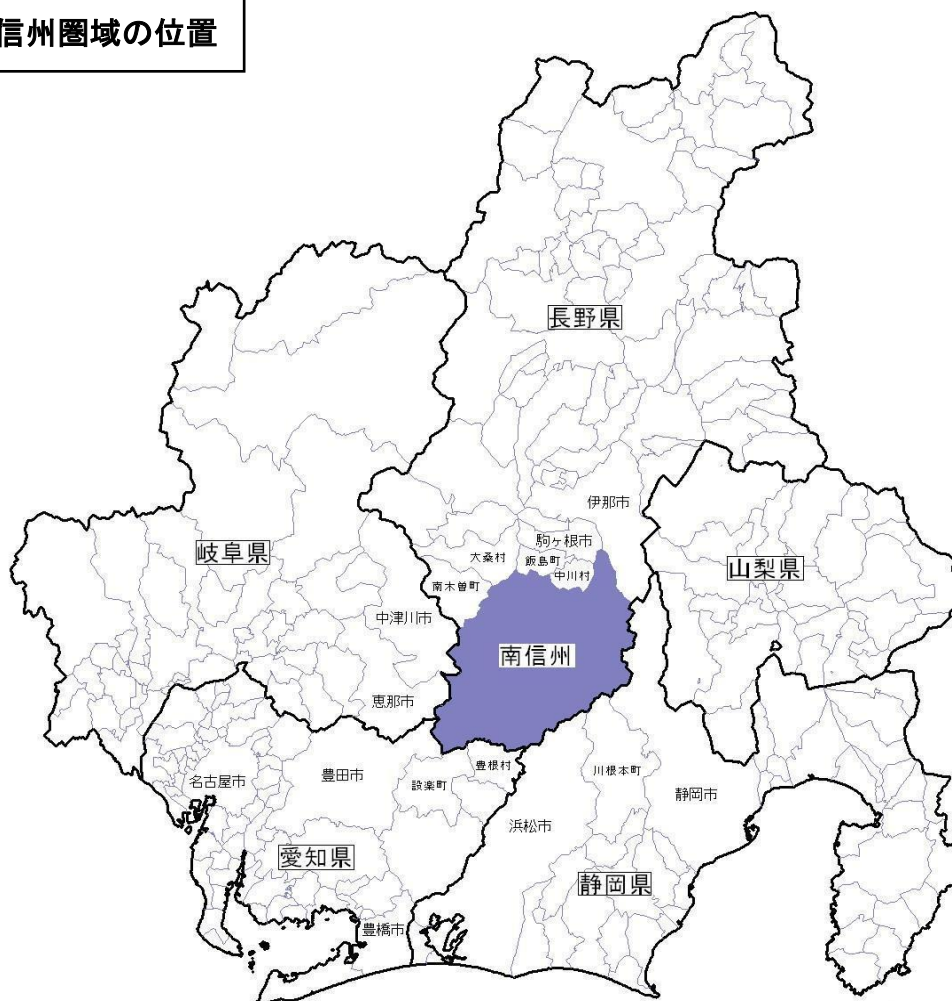
南信州広域連合

## 目 次

1	南信州圏域の位置、南信州広域連合構成市町村	1
2	名称	2
3	構成市町村	2
4	議会	2
5	執行機関等	2
6	組織機構と正規職員数	3
7	南信州広域連合後期基本計画（令和2～令和6年度）	4
8	リニア時代を見据えた地域づくりの取組み	
	(1) 多地域居住の推進による地域づくり	5
	(2) 芸術・文化、教育を活かした地域づくり	6
	(3) スポーツと保健・健康の促進に着目した地域づくり	8
	(4) 新たな産業の振興や誘致による地域づくり	11
	(5) 新たな機能の創出による地域づくり	13
9	基幹事務事業	
	(1) 環境マネジメント事業 「南信州いいむす21」	15
	(2) 包括協定を活用した地域づくり	15
	(3) 国道等整備改良促進事業	16
	(4) 介護認定審査会の設置及び運営	16
	(5) 市町村審査会の設置及び運営	17
	(6) 障がい者相談支援事業	18
	(7) 老人ホームの入所調整	19
	(8) 広域防災計画の実施に必要な連絡調整	24
	(9) 消防	25
	(10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営	37
	(11) し尿処理施設の設置、管理及び運営	42
10	各会計の予算・決算の状況	43
11	広域行政の歩み	44
12	その他	45

1 南信州圏域の位置、南信州広域連合構成市町村

南信州圏域の位置



南信州広域連合構成市町村



## 2 名 称

南信州広域連合（平成 11 年 4 月 1 日設立）

## 3 構成市町村

1 市 3 町 10 村

飯田市

松川町、高森町、阿南町

阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

面積：1,928.89 km<sup>2</sup>

人口：148,244 人

世帯：59,449 世帯

（令和 6 年 4 月 1 日現在「毎月人口異動調査」より）

## 4 議 会（令和 6 年 4 月 1 日現在）

議 長 熊谷 泰人（飯田市）

副議長

議員数 33 名

・飯田市…12 名

・松川町、高森町…各 3 名

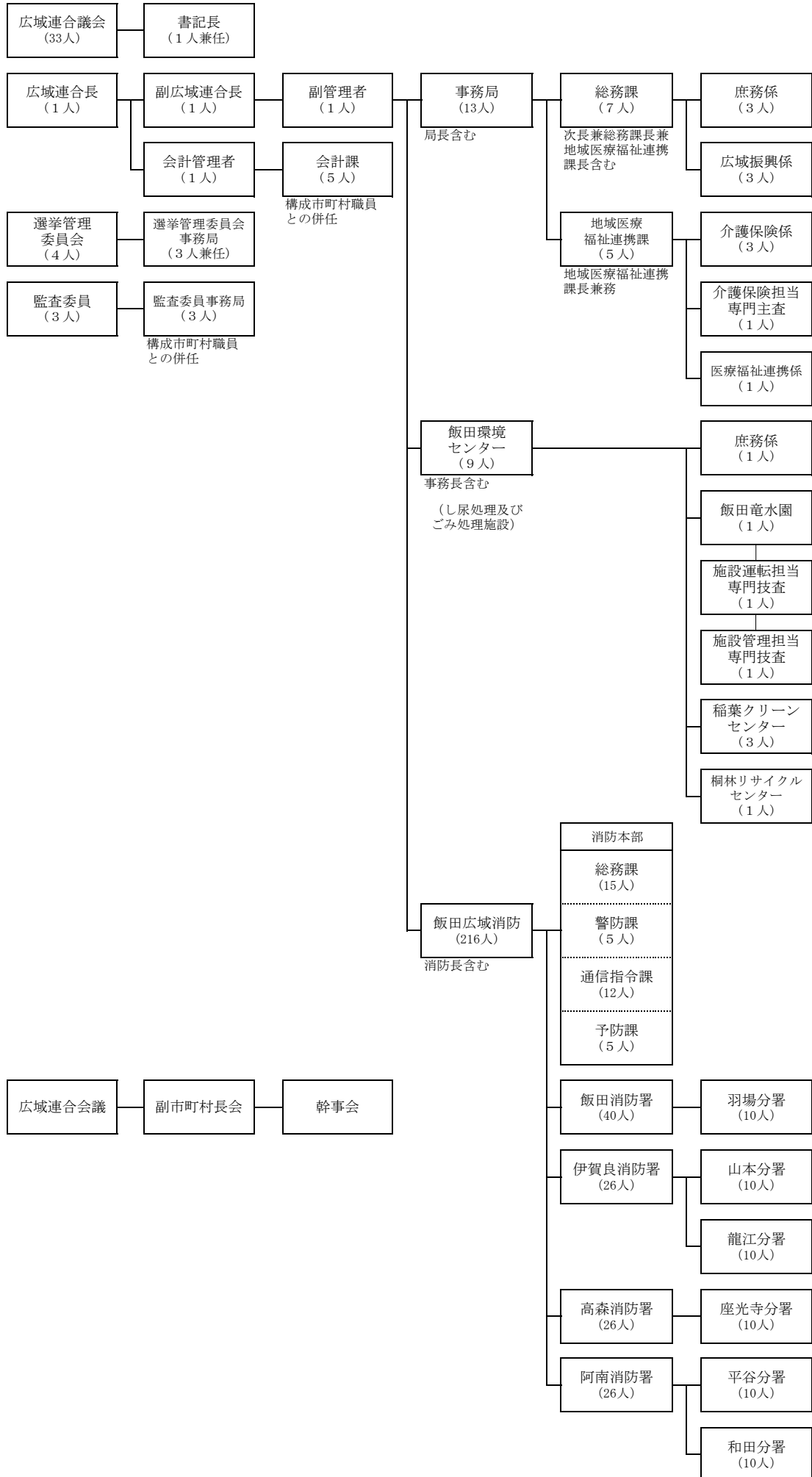
・阿南町、阿智村、喬木村、豊丘村…各 2 名

・平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村…各 1 名

## 5 執行機関等（令和 6 年 4 月 1 日現在）

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 広域連合長  | 佐藤 健（飯田市長）   |
| 副広域連合長     | 下平 喜隆（豊丘村長）  |
| 副管理者       | 高田 修（飯田市副市長）   |
| 関係町村長      | 正副広域連合長を除く町村長 12 名   |
| (2) 監査委員   | 戸崎 博（識見者・飯田市）<br>前沢 祐二（識見者・下條村）<br>後藤 和彦（議会選出・売木村）   |
| (3) 選挙管理委員 | 林 昇（飯田市）<br>林 喜弘（高森町）<br>川上 金司（平谷村）<br>小林 公人（天龍村）<br>村澤 博治（補充員・飯田市）<br>木下 仁（補充員・喬木村）<br>石原 保幸（補充員・根羽村）<br>松村 久登（補充員・売木村） |

6 組織機構と正規職員数 (令和6年4月1日現在)



## 7 南信州広域連合後期基本計画（令和2～令和6年度）

南信州広域連合（以下「広域連合」という。）は、第4次広域計画「基本構想・基本計画」の後期5年に当たる令和2～6年度に取り組む課題を「後期基本計画」の中で以下のとおり体系化した。

これにより、「南信州広域連合の現況」においても従前の掲載方法を改め、具体的な事業内容を後期基本計画に対応させる形で整理を行った。

リニア時代を見据えた地域づくりの取り組み	多地域居住の推進による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成プロジェクト事業</li> <li>○南信州移住促進プロジェクト事業</li> <li>○地域公共交通事業</li> </ul>
	芸術・文化、教育を活かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民俗芸能保存継承プロジェクト事業</li> <li>○南信州地域の高校の将来像の検討</li> </ul>
	スポーツと保健・健康の促進に着目した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療・介護連携推進事業</li> <li>○飯田下伊那診療情報連携システム運営事業</li> <li>○看護師等確保対策修学資金貸与事業</li> </ul>
	新たな産業の振興や誘致による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業振興と人材育成の拠点整備事業</li> <li>○広域観光リニアプロジェクト推進事業</li> <li>○マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業</li> </ul>
	新たな機能の創出による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業</li> <li>○ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業</li> </ul>

基幹事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域連合の区域における広域行政の推進に関すること</li> <li>○広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想等に基づく事業の実施に関すること</li> <li>○市町村間及び広域連合の人事交流に関すること</li> <li>○広域的な課題についての調査研究に関すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者支援施設の設置、管理及び運営に関すること</li> <li>○介護認定審査会の設置及び運営に関すること</li> <li>○障害支援区分に関する審査及び判定を行う審査会の設置及び運営に関すること</li> <li>○地域生活支援事業としての相談支援事業に関すること</li> <li>○老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関すること</li> <li>○消防に関すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理施設の設置、管理及び運営並びに一般廃棄物の処理に関すること</li> <li>○し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること</li> </ul>

## 8 リニア時代を見据えた地域づくりの取組み

### (1) 多地域居住の推進による地域づくり

#### ア 景観形成プロジェクト事業

##### (ア) 概要

南信州地域全体及び伊那谷全体を一つの観光圏と捉え、来訪者や移住希望者を惹きつける「美しい景観」形成にむけた効果的な景観保全・創造を推進するため景観形成プロジェクトを立ち上げ、広域的な課題検討と対応に取り組む。

具体的な取組として、誘導看板、広告看板など屋外広告物の対策等の検討から始め、令和2年度から屋外広告物に係る修景指針の策定、共通デザインの看板設置の検討を進めてきた。

- a 景観形成プロジェクト会議を開催（9月4日）
- b 共通サインについての意向調査（長野県）
- c 各自治体による「不要、危険、意味のない等の看板」調査（R2～6年度）

##### (イ) 当面の課題

景観形成に関して、圏域全体の調和を図るために各自治体の地域性を考慮して取組状況の共有と整理をする必要がある。長期的な取組としては、リニア時代到来を見据えて、残していきたい原風景等といった要素や南信州地域の景観に関する一定のガイドラインなどを研究するために民間も交えて意見交換していく場を整えていく。

#### イ 南信州移住促進プロジェクト事業

##### (ア) 概要

各市町村が独自で取り組む移住促進施策に加え、広域的な連携によりU I ターン希望者に多様な選択肢を提供する機会を創出することで圏域への移住促進を図る。令和4年度よりつながり人口（関係人口）の創出というテーマを視点に加えて、つながり人口創出イベントや勉強会などを行った。南信州の知名度・認知度向上のため、ふるさと回帰フェアや、他団体の主催するつながり人口創出イベントなどに参加した。

- a つながり人口創出イベント「／南信州」（12月16日）  
「首都圏に連絡できる関係の人を作る」ことを目的に、南信州の希望市町村がキーパーソンと連携し、銀座 NAGANO 等で農業・空き家や伝統芸能・自然をテーマにイベントを実施。（一般参加人数：21名）
- b 関係人口ワークショップツアー（7月24日）  
根羽村の関係人口の取組を視察し、地域のキーパーソンが関係人口創出の窓口となることの重要性を共有した。（参加：11市町村19名）
- c つながり人口創出事業を実施する民間企業との連携（9月23日）  
りゅうのマーケット主催の「U Know? Market」に出展し、当地域をPR。
- d 移住・定住にむけたセミナーへの参加（9月17日）  
単独で出展しない町村と共にふるさと回帰フェアに出展し、移住相談を受けた。  
（件数：12組20名）
- e つながり人口創出に向けた勉強会の実施（2月19日）

辰野町のつながり人口の取組例を学び、当地域にあてはめ、グループディスカッションで検討を行った。(参加：6市町村14名)

#### (イ) 当面の課題

各市町村の取組みを尊重しながら、一体的な取組みにより移住・つながり促進効果を高めていくことが必要である。新型コロナウイルス感染症拡大を背景として、都市部から地方への移住ニーズは高まっており、現地での対面による相談会やツアーの開催などのリアルな体験と、オンラインを併用したウィズコロナ時代のハイブリット型の手法で、14市町村及び関係機関の連携や移住者同士のつながりのネットワークを拡げて施策の効果を高めていく。

### ウ 地域公共交通事業

#### (ア) 概要

南信州地域公共交通網形成計画（現：南信州地域公共交通計画）に基づく圏域内の公共交通の確保・維持について検討し、住民及び来訪者に対して「もっとやさしく・もっと便利に・地域のおでかけを支えるしくみ」の構築を目指す。

- a 「南信州地域公共交通計画」を令和3年6月に策定し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正（令和2年11月施行）を反映させ、一部事務を南信州地域交通問題協議会にて実施する体制に移行し、事務の見直しを図っている。
- b 南信州公共交通システムに基づき、利用促進・利用転換、既存公共交通の改善事業、利便性向上につながる事業を実施した。
- c 地域住民や来訪者に対し、より公共交通を利用してもらえるよう、バスの路線・時刻表データとグーグルマップ等の連携を行う取組を進め、南信州の定時定路線については全ての整備を終了し、継続的な運用に向けた役割分担を進めている。

#### (イ) 当面の課題

- ・新計画に基づく実行性（実効性）のある事業の実施及び進行管理を行う。
- ・公共交通情報のオープンデータ化を行うとともに、公共交通の情報が得られやすくなったことの周知を継続的に実施していく必要がある。
- ・公共交通を取り巻く環境や技術などの変化が激しい中で、当地域の地形や実情に合った公共交通の姿について先進地域の事例などを参考に研究・検討を推進していく必要がある。
- ・運転手不足と言われる中、現行路線の在り方も含め、住民・行政・事業者間での検討が必要となってきた。
- ・リニア二次交通について、今後本格的な検討が開始されることから、南信州の各市町村の関係各課に諮りながら調整を行っていく。

## (2) 芸術・文化、教育を活かした地域づくり

### ア 民俗芸能保存継承プロジェクト事業

#### (ア) 概要

南信州地域の民俗芸能は、地域の自然環境や生活文化に根差した重要な地域資源であり、



民俗学の観点からも高い評価を得ており、国の重要文化財に指定されたものも多く、「伝統文化の宝庫」とも言われているが、地域の少子化や高齢化により継承が喫緊の課題となっている。

民俗芸能は単なる芸能である以上に、コミュニティの健全な存続に寄与してきた側面を持つため、それを保存継承することは持続可能な地域づくりにとって重要な役割を担っている。こうした考えの下設立された「南信州民俗芸能継承推進協議会」の事務局として、民俗芸能の保存継承に資する事業に取り組む。

a 南信州民俗芸能ファンクラブの設立・運営(令和6年3月31日現在)

- ・メールマガジン登録 172人
- ・Facebook フォロワー 1,248人
- ・Instagram フォロワー 485人
- ・X(旧 Twitter) フォロワー 665人

b 各種啓発イベントの実施

- ・第6回伊那民俗研究集会(8月26日・27日、飯田市ムトスぷらざ)
- ・未来の担い手づくりイベント(11月3日、飯田市街地)

c 南信州民俗芸能パートナー企業との連携

- ・パートナー企業意見交換会(8月8日、南信州広域連合事務センター)
- ・協賛事業実施(カレンダー制作・配布)
- ・第2回南信州民俗芸能フェスティバル(2月17日、下條村文化芸能交流センター)

(イ) 当面の課題

当地域の民俗芸能が持つ価値と継承の重要性に対する理解者のネットワークを広げ、地域全体・多様な主体で民俗芸能の保存継承に取り組むと共に、保存団体の上演する機会を増やし誇りを育むことで継承への機運を高めていくことが必要である。

## イ 南信州地域の高校の将来像の検討

(ア) 概要

平成30年に長野県教育委員会が示した「高校再編～夢に挑戦する学び～実施方針」に対し、旧第9通学区である当地域では「南信州の高校の将来像を考える協議会」を設置して、この地域に望まれる高校の将来像についての検討を行った。

その結果、多様な生徒の生活スタイルに合わせた学びの場を提供できるよう飯田 OIDE 長姫高等学校の夜間定時制課程に多部制・単位制の機能を補完する仕組みを構築するという県教委の方針について、これを支援していく形での意見書をまとめた。これを受けて、令和4年度に飯田 OIDE 長姫高等学校定時制の単位制普通科が導入された。

(イ) 当面の課題

令和5年1月に県教委は、「高校改革 再編・整備計画(三次)」を決定し、同年3月の広域連合会議にて県教委・校長会より報告がなされた。当圏域としても、今後在籍生徒数の大幅な減少が予想される中、更なる高校再編に向け、情報収集と検討を行っていく必要がある。

### (3) スポーツと保健・健康の促進に着目した地域づくり

#### ア 在宅医療・介護連携推進事業

##### (ア) 概要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を整備するために、平成27年度の介護保険制度改正を受け、構成市町村、広域連合、飯伊地域の関係機関・団体等、多職種の参画を得て平成28年4月に「南信州在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、専門部会を設けて課題の検討を行い8つの事業項目に取り組んできた。

地域の課題を抽出して検討していくための一手段として、「南信州地域合同ケアカンファレンス」を令和3年度から立ち上げ、多職種による自立支援のための事例検討を継続的に行っている。

介護職等の人材確保については、広報やホームページでの職場紹介により介護職の魅力を広く周知する取組を行った。

8事業項目	取組・事業項目
地域の医療・介護の資源の把握	(1) 医療機関、介護事業所等の情報収集
	(2) 医療・介護資源のリストまたはマップ作成と活用 在宅療養不可能世帯数の把握
在宅医療・介護連携課題抽出と対応策検討	人材確保・資源偏在対策検討(看護職、介護職)
	地域ケア会議開催の促進
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	退院調整ルールづくり
医療・介護関係者の情報共有の支援	介護系を含むICTシステムの検討
	飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]の運用方法・課題等の検討
在宅医療・介護連携に関する相談支援	(1) 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 (2) 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等 (3) 地域包括支援センターとの連携
医療・介護関係者の研修	多職種研修
地域住民への普及啓発	(1) 在宅医療や介護に関する講演会等の開催 (2) 啓発パンフレットの作製・配布等 (3) 「地域包括ケアシステム」の住民への普及啓発
在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	南信州在宅医療・介護連携推進協議会の活動による連携の推進

(イ) 当面の課題

人材確保、資源偏在対策検討に引き続き取り組む。

各地域が抱えている地域ケア会議での課題を共有し検討するための「南信州地域合同ケアカンファレンス」を継続的に開催する。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）いわゆる「人生会議」については、引き続き地区単位の公民館活動等と連携し講演会等を通じて周知、理解を図っていく。

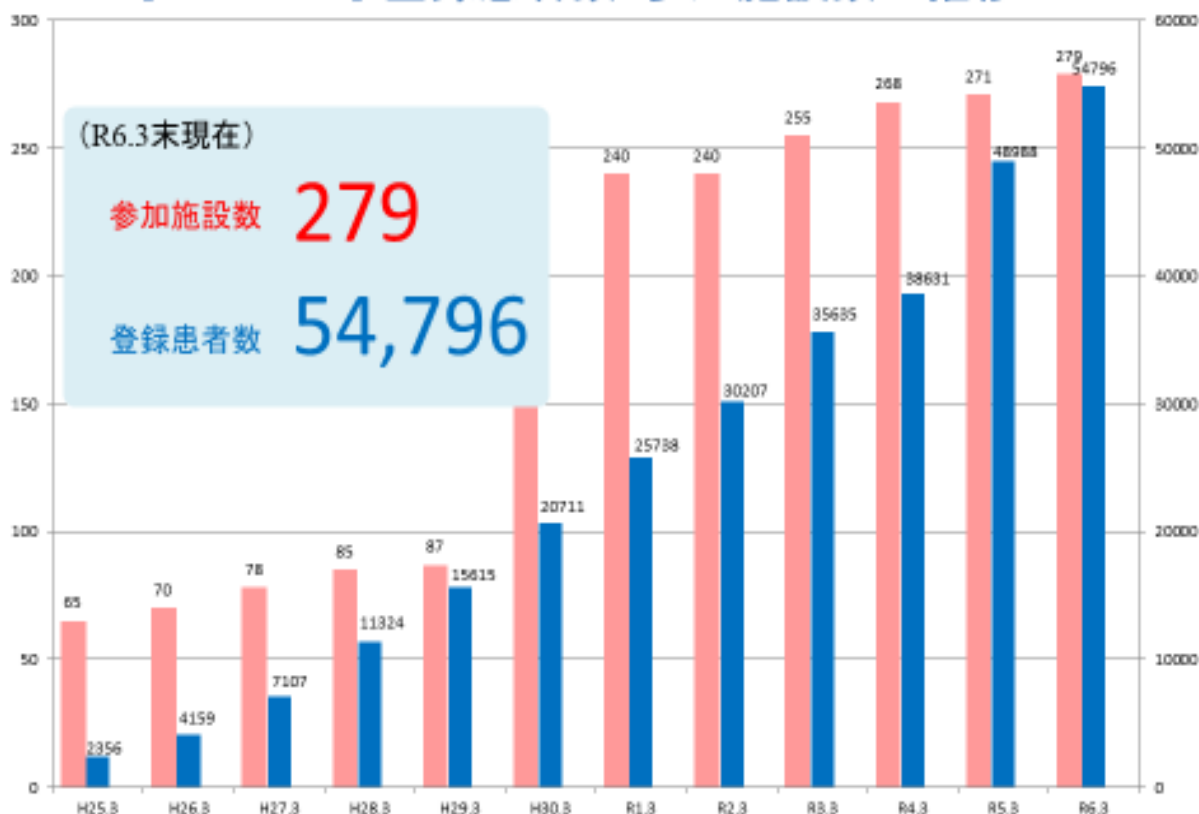
イ 飯田下伊那診療情報連携システム運営事業

(ア) 概要

飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]は、平成 21 年度に飯伊医療圏域の中核病院である飯田市立病院を中心に導入され、平成 28 年 4 月、システム更新に合わせて広域連合が事業主体となった。

当初は、医師の利用が大多数であったが、訪問看護ステーション、保険薬局、介護関係事業所等の加入が進み、多職種への利用が広がっている。

[ism-Link] 登録患者数・参加施設数の推移



## ism-Link 参加施設の内訳

施設	参加施設数	登録率
病院	9/9	100%
診療所	70/101	69%
歯科診療所	27/78	35%
保険薬局	63/66	95%
訪問看護ステーション	16/16	100%
介護関係事業所(行政含む)	94/192	49%
合計	279/462	60%

### (イ) 当面の課題

参加施設の増加により、厳格な情報セキュリティ対策を講じていく必要がある。また、参加施設の登録率が低い施設への対応が求められている。

## ウ 看護師等確保対策修学資金貸与事業

### (ア) 概要

南信州地域における看護師等の人材不足対策として、圏域内の医療機関等への就職を促すため、平成 29 年 4 月に「看護師等確保対策修学資金貸与事業」を開始し、毎年 10 名程度の新規修学生を決定し貸与を行っている。

卒業者が域内の医療機関等に看護師・保健師等として就職し活躍しており、着実に実績を上げている。

#### a 修学資金貸与状況

- (a) 平成 29 年度 応募者 13 名 貸与者 10 名 (飯田医師会負担金 1,200 千円)
- (b) 平成 30 年度 応募者 10 名 貸与者 10 名 (飯田医師会負担金 2,400 千円)
- (c) 令和元年度 応募者 19 名 貸与者 12 名 (飯田医師会負担金 3,600 千円)
- (d) 令和 2 年度 応募者 16 名 貸与者 10 名 (飯田医師会負担金 4,000 千円)
- (e) 令和 3 年度 応募者 16 名 貸与者 10 名 (飯田医師会負担金 4,000 千円)
- (f) 令和 4 年度 応募者 13 名 貸与者 10 名 (飯田医師会負担金 4,000 千円)
- (g) 令和 5 年度 応募者 16 名 貸与者 11 名 (飯田医師会負担金 4,000 千円)

#### b 貸与終了者の状況

- (a) 平成 30 年度～令和 5 年度末 養成校卒業生 40 名  
うち圏域内医療機関等就職者 40 名、進学者 0 名
- (b) 返還対象者 8 名

### (イ) 当面の課題

月額 5 万円の修学資金について、圏域内で独自に同様の制度を設定している法人もあり、貸与額等の妥当性を検討する必要がある。

#### (4) 新たな産業の振興や誘致による地域づくり

##### ア 産業振興と人材育成の拠点整備事業

###### (ア) 概要

航空機関連産業をはじめとする地域産業の高度化及び高付加価値化の実現や、次世代を担う新たな価値の創出、自立した力強い地域経済の循環を創造していくため、産業振興に寄与する多様な主体が交流し連携を深める「共創の場」として、平成31年1月、産業振興と人材育成の拠点（通称：エス・バード）を開設した。

管理運営は指定管理者である（公財）南信州・飯田産業センターに委託し、貸館事業等の取組みを行っている。

令和5年度は、引き続き、専門的な知見を有する「部門長」による試験要員への定期的な教育訓練と知識構築を行い、試験体制の強化を図った。福島 RTF と共に NEDO の委託事業「ReAMo プロジェクト」に参画し、次世代空モビリティ分野への新たな参入を目指して環境試験装置を活用しての実証試験を実施した。

また、信州大学と連携して取り組んでいる航空機システム関連産業を担う人材の育成を目的とした「航空機システム共同研究講座」の実施に加え、令和5年度に、景観を総合的に計画・設計・プランニングできる人材の育成を目的とした「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」が開講した。「航空機システム共同研究講座」の継続実施と「ランドスケープ・プランニング共同研究講座」の開講により、今後のより質の高い人材の育成が期待される。

###### a エス・バード利用状況

- ・利用者 1,051 件 40,433 人 (①貸館 30,111 人、②産業センター主催事業 6,229 人、③共創の場 4,103 人)
- ・インキュベーション室 6 社入居

###### b 飯田工業技術試験研究所

- ・環境試験機器整備 5 台  
H28 着氷試験装置、H29 防爆性試験評価装置、H30 燃焼・耐火性試験装置、  
R 1 高速温度変化試験装置、R 2 高周波振動試験装置
- ・利用状況

航空機環境試験	EMC	食品系試験	その他
159 件	163 件	93 件	428 件

###### c 信州大学航空機システム共同研究講座

- ・修了者 30 名 (H30 年度 2 名、R 1 年度 6 名、R 2 年度 3 名、R 3 年度 4 名、  
R 4 年度 5 名、R 5 年度 10 名)
- いづれも、重工業企業をはじめ、航空機関連企業等に就職

###### d 信州大学ランドスケープ・プランニング共同研究講座

- ・令和5年4月より開講

#### (イ) 当面の課題

施設の機能強化を図り施設利用を促進するとともに、飯田工業技術試験研究所の認定試験所化による利用企業の信頼性向上と整備した航空機環境試験機器の更なる活用を進め、コロナ禍からの経済再生、既存産業の高付加価値化、新産業創出及び将来を担う世代の人材育成を推進していく必要がある。

令和6年度から新たな指定管理期間が始まり、今後も指定管理者である(公財)南信州・飯田産業センターの安定的な施設運営に注視していく必要がある。

### イ 広域観光リニアプロジェクト推進事業

#### (ア) 概要

南信州地域の資源を活用した観光を推進し、旅の目的地として選ばれる地域を目指すために、都市圏に向けた情報発信と様々なキャンペーンやイベントを広域観光振興事業として実施してきたが、平成30年12月に(株)南信州観光公社が「地域連携DMO」に登録されたことを機に、令和元年度から事業を観光公社に移管した。広域連合は、観光公社が南信州全体の広域観光の中心的役割を果たすための支援を行う。

#### (イ) 当面の課題

地域連携DMOに認定された観光公社が広域的な観光振興の核となり、リニア開通を見据え、インバウンドも含めた誘客や情報発信、地域のおもてなし体制づくりが進むことが必要である。観光公社独自の事業を拡大し安定した継続経営がされるよう、財政基盤の強化や人材の確保等への支援を進めていく。

### ウ マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業

#### (ア) 概要

人口減少に伴う少子高齢化や、リニア中央新幹線開業といった大きな環境変化を見据え、当地域の持続可能性を高めるために、自分視点ではなく相手視点によるアプローチであるマーケティングの思考や手法を取り入れた事業を実証し波及させることを目的とする。

平成28年度に市町村職員のマーケティング研究会により提案された事業の具体化に向け、プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めている。

令和3年度から、事業の実施主体をNPO法人南信州山都共同社中に移管し、広域連合はその事業運営を支援していく。

##### a 「自信と誇りの持てる農業の再構築」

当地域のコミュニティ、文化・芸能、景観形成の基盤となっている農業により地域の差別化を図ることで、担い手を確保し、地域の持続性向上を目指す。

(a) 市場情報やマーケティングに関する勉強会の開催

(b) 農業技術や知識を蓄積し共有するための検討

(c) 生産物を高付加価値化して販売するための商品化（リゾットセット、サラダセットなど）

##### b 一村一企業ダーチャ運動

都市部の企業が、南信州地域の自然環境、文化、農産物といった資源を活用して、人

材育成や社会的責任への対応といった課題を解決すると同時に、当地域の人口減少、耕作放棄地増加等の課題も解決する仕組みを構築し、都市部企業と当地域による継続的な互恵関係を目指す。

(a) 受入候補地区の体制構築（勉強会開催、圃場整備等の実施）

(b) 参画企業誘致（イベント出展や企業訪問による事業提案の実施）

(イ) 当面の課題

受け入れ候補地である下條村宝の戸地区での受け入れ体制の構築と準備が整い始めてきたが、NPO法人が活用している元気づくり支援金が令和6年度までとなっているため、令和6年度中にどこまでの準備ができるのか、各取り組みの参加者等と確認、今後プロジェクトとして、広域連合としてどのように進め関わっていくか検討する必要がある。事業が自立的、継続的な取組となるように、資金面および事務運営で支援をする必要がある。

(5) 新たな機能の創出による地域づくり

ア アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業（南信州リニア未来ビジョン推進事業）

(ア) 概要

リニア中央新幹線開業及び三遠南信自動車道の全線開通を見据え、新型コロナウイルス感染症及びデジタル社会の進展等による社会情勢の変化、価値観の多様化も踏まえながら、南信州地域の立地を活かした地域振興や面的整備（社会インフラ等の整備）の方向性を包括的に示すため、ブロック毎で協議を進め、当地域の望むべき将来像を現すビジョン「南信州リニア未来ビジョン」（令和4年2月）を策定した。

関係機関や郡市民との協議の場を設けビジョンの議論を深め、次期基本構想の策定にもつなげていく。

(イ) 当面の課題

今後の人口減少社会を見据え、持続可能な地域を目指すために、ブロック毎のビジョンの議論を南信州全体に拡げて、共通の課題を見出し、将来に向けた方向性を明らかにしていく必要がある。

イ ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業

(ア) 概要

リニア中央新幹線開業を見据え、南信州地域のICTインフラ整備を進めるとともに、地域課題の解決に適したICTの利活用の検討を進める。

市町村が掲げるICTを活用したまちづくりの構想を基に、市町村、情報通信企業等と連携し、南信州全体の光回線の整備方法及びICTの利活用について今後の方向性を研究していく。

a ICT環境整備利活用研究会の開催（6月28日、9月27日、12月6日、3月18日）

自治体DXの推進に関する市町村間の課題、情報の共有及び学習機会の創出

b 勉強会の実施（2月16日）

(イ) 当面の課題

令和3年度末を以って光回線未整備地区への光回線整備は完了したが、自治体DXに関

して、課題によっては市町村間の連携が求められるため対応を要する。

人材の育成や活用の検討を進めると共に当地域にあった先行事例やデジタル技術の研修を行いICTの利活用について研究していく必要がある。



## 9 基幹事務事業

### (1) 環境マネジメント事業「南信州いいむす21」

#### ア 概要

自然豊かな南信州の環境を守り、自然・環境に配慮した南信州地域のイメージ向上を図るため、南信州独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす21」を推進（広域連合は登録審査申込受付、判定および登録証交付を担当）。

国際規格 ISO14001 の認証取得には多額な費用や手間がかかることなど、必要性を認めながらも取り組みにくい事業所が多いことから、ISO14001 の基本的な取組みを簡易にした南信州独自の環境マネジメントシステムとして提供している。

平成30年、ISO14001の規格改定（2015年）に伴い、「南信州いいむす21」の仕組みも改定した。主な変更点は以下の3点。①評価方向（上級、中級、初級の3つのクラスを廃止し、取り組む項目でポイント化）、②業務の環境改善、③具体的な活動の重視。

登録事業所数（令和6年4月1日現在）

ISO14001 南信州宣言	3事業所
★10	43事業所
★9	5事業所
★8	8事業所
★7	5事業所
★6	3事業所
★5	1事業所
計	68事業所

#### イ 当面の課題

「地域ぐるみ環境ISO研究会」が取り組む「南信州いいむす21」の取得について引き続き支援を行っていく。

### (2) 包括協定を活用した地域づくり

#### ア 概要

民間事業者等が持つノウハウを活用し、第4次広域計画の基本構想、基本計画の実現や、構成市町村が共有する広域的な課題の解決に向けた包括協定を結ぶことで、有効な取組となるよう連携を推進する。また、行政が多様な主体と協働し、リニア時代を見据えた南信州地域の新たな枠組みづくりや取組展開につながるよう協定の具体的な効果を十分に精査し、進行管理を行う。

#### イ 当面の課題

各自治体で既に締結されている包括連携や類似内容もあるため、広域的な協定効果について十分に審議していく必要がある。

### (3) 国道等整備改良促進事業

#### ア 中部国道協会・長野県南部国道連絡会

##### (ア) 概要

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県（南信州・上伊那・木曾）の産業経済及び住民生活の支えである国道の整備改良促進のため、国への要望活動を実施している。

- a 8月9日 中部国道協会夏季提言活動（国土交通省、財務省、各県選出国會議員）
- b 7月11日 長野県南部国道連絡会総会、国道整備状況説明会
- c 10月2日 長野県南部国道連絡会提言活動（国土交通省、財務省、国會議員）
- d 11月9日 中部国道協会促進大会、秋季提言活動（国土交通省、国會議員）

##### (イ) 当面の課題

下伊那土木振興会等関係団体と連携して、当地域内の国道整備について提言活動・要望活動を実施していく必要がある。

#### イ 一般国道 153 号改良期成同盟会、三遠南信道路建設促進南信地域期成同盟会、天竜川上流治水促進期成同盟会

##### (ア) 概要

広域連合事務局長が各種期成同盟会の幹事となっており、総会、幹事会等へ出席している。各期成同盟会等の活動に参画し、国等への要望活動を実施し、事業促進を図った。

##### (イ) 当面の課題

各同盟会に構成員として参画し、総会や提言活動に出席していく必要がある。

### (4) 介護認定審査会の設置及び運営

#### ア 概要

介護保険制度のうち、介護認定審査会を広域連合で設置し、審査判定を行う。

審査会を共同設置するのは、市町村の範囲を越えた広いエリアから認定審査会委員を選出することで公正・公平な審査が行えること、各市町村で独自に審査会を設置することに比べて経費の節減が図られる等の理由による。

##### (ア) 介護認定審査会（※数値等は令和5年度の状況）

- ・審査会委員数 58人  
医療分野：30人、保健分野：14人、福祉分野：14人

- ・合議体の数 13合議体（内訳：通常合議体9、特別合議体4）

- ・1合議体の委員数 4～5人

- ・合議体の分野別委員構成

○通常合議体（9合議体） 医療分野2人、保健分野1人、福祉分野1人

○特別合議体（4合議体） 医療分野3人、保健分野1人、福祉分野1人

- \* 医療分野3人の所属する特別合議体内訳

医師・精神科医師（又は神経内科医師）・歯科医師の所属する合議体＝2

医師・精神科医師（又は神経内科医師）・薬剤師の所属する合議体＝2

- ・審査会会場 飯田市、高森町、阿南町※（※リモート開催）

- ・審査会開催日程 毎月第1から第4の月曜日から金曜日

(イ) 認定関係情報の連絡について

構成市町村と広域連合の審査会事務局をIBN専用回線で結び、市町村からの審査依頼の受付や市町村への審査判定結果の報告を行っている。

(ウ) 審査判定状況（令和5年4月から令和6年3月までの実績）

- ・審査会開催数：209回、審査件数：6,688件（二次判定件数：6,683件、再審査件数：5件）
- ・リモート審査会実施回数：113回
- ・新型コロナウイルス感染症対策の臨時的な取り扱いとして、市町村の権限により対象者の更新申請者の有効期間を最大12ヶ月間延長した件数：4件

区分	非該当	要支援1	要介護2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数 (人)	5	490	541	1,465	1,161	1,032	1,022	967	6,683
構成比率 (%)	0.1%	7.3%	8.1%	21.9%	17.4%	15.4%	15.3%	14.5%	100%

イ 当面の課題

自治体情報システムの標準化に対応した新システムの導入を円滑に図るため構成市町村と連携して、クラウド・接続回線の選定を進めていく必要がある。

また、DX推進の観点から審査会事務の負担軽減及び審査の効率化向上のためのペーパーレス審査会の試行と、認定調査員の事務負担軽減のための検討を進めていく。

持続可能な審査会運営のための合議体数の検討を、関係機関と進めていく必要がある。

(5) 市町村審査会の設置及び運営

ア 概要

障がい支援区分の判定及び審査事務を共同処理する。共同で処理を行うことにより、公平、公正な審査、専門の医師等の確保、経費の削減等が図られる。

(ア) 市町村審査会（※数値等は令和5年度の状況）

- ・審査会委員数 20人  
医療分野：8人、保健・福祉分野：12人
- ・合議体の数 4合議体
- ・1合議体の委員数 5人
- ・合議体の分野別委員構成 医療分野2人、保健福祉分野3人
- ・審査会会場 飯田市
- ・審査会開催日程 毎月2回、年間で24回を予定

(イ) 審査判定状況（令和5年4月から令和6年3月までの実績）

- ・審査会開催数：24回
- ・審査件数：328件（二次判定件数：328件、再審査件数：0件）支給要否決定：2件
- ・リモート審査会実施回数：9回

区 分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
件 数 (人)	0	12	81	59	64	52	60	328
構成比率 (%)	0.0%	3.6%	24.7%	18.0%	19.5%	15.9%	18.3%	100%

イ 当面の課題

精神科医師確保に努め適正な審査会運営に努めていく。

(6) 障がい者相談支援事業

ア 概要

障がい者等の自立支援を目的とした地域生活支援事業のうち相談支援事業について、広域連合が市町村の事務を共同処理し、事業を相談事業者に委託している。

相談支援事業とは、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を提供する事業。

(ア) 相談窓口

- ・飯伊圏域障がい者総合支援センター（身体、知的、精神障がい関係）
- ・飯田市こども発達センターひまわり（障がい児関係）

(イ) 相談等の状況（令和5年4月から令和6年3月）

障がい別の相談者数

	身体障がい	重症心身	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	難病	医療的ケア	その他	不明	計
障がい児	20	9	20	0	140	0	4	2	675	0	870
障がい者	73	16	154	135	37	3	15	0	7	4	444
不明	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
計	94	25	177	135	177	3	19	2	682	4	1,318

相談支援内容及び件数

福祉サービスの利用	社会資源の活用	障がいや病状の理解	健康・医療	不安解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	余暇活動	権利擁護	計
4,431	393	2,379	2,063	969	4,462	1,063	589	606	347	18	20	48	17,388

イ 当面の課題

当地域におけるシームレスな相談体制の構築を目指すため、基幹相談支援センターの設置

に向けた検討を深めていく必要がある。

また、支援を必要とする方々に必要なサービスが円滑につながられるように、事業者との連携を密にし、自立支援協議会の支援を継続していく必要がある。

## (7) 老人ホームの入所調整

ア 老人ホーム入所判定委員会の設置、運営及び入所調整

(ア) 概要

「老人ホームへの入所措置等の指針」に基づき「入所判定委員会」を広域連合で設置し、市町村が行う養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る入所措置の適否の判定を行う。

特別養護老人ホームについては介護保険適用の施設になったことから、主に措置入所は養護老人ホームで行っている状況である。

○入所判定委員会

- |     |    |             |    |
|-----|----|-------------|----|
| ・委員 | 8人 | 老人福祉指導主事    | 1人 |
|     |    | 市町村老人福祉担当   | 2人 |
|     |    | 医師（精神科医）    | 1人 |
|     |    | 地域包括支援センター長 | 2人 |
|     |    | 老人福祉施設長     | 2人 |
- ・原則2か月毎に開催（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

(イ) 当面の課題

公正・公平な入所判定及び入所調整の継続実施に努める。

イ 特別養護老人ホーム入所調整検討委員会の設置、運営及び入所調整

(ア) 概要

当圏域内にある特別養護老人ホームのうちの14施設の入所調整を広域連合が行っている。

入所順位については、入所必要度の高い方が入所できるよう、入所調整検討委員会を設置し、入所希望者の状況、介護者及び家族の介護力等を点数化した入所順位判定基準を基に判定している。

従来の入所順位判定基準の制定（平成27年3月）から6年が経過したことから、状況の変化を踏まえて、令和3年度に基準の見直しのための小委員会を設置し、入所順位判定基準の課題の把握、基準の改定について検討を行った。小委員会での検討、入所調整検討委員会での議論を経て、令和4年12月に入所順位判定基準を改定し、令和5年3月の入所順位判定から改定後の入所順位判定基準による判定を実施している。

○入所調整検討委員会

- |     |    |                       |    |
|-----|----|-----------------------|----|
| ・委員 | 9人 | 特養施設関係者（施設長）          | 2人 |
|     |    | 居宅介護支援事業所関係者（介護支援専門員） | 3人 |
|     |    | 学識経験者（民生委員等）          | 2人 |
|     |    | 行政関係者（介護保険者）          | 2人 |
- ・3か月毎に定例で開催（6月、9月、12月、3月）

(イ) 当面の課題

公正・公平な入所判定及び入所調整の継続実施に努める。

新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、令和元年度から検討が中断している「特別養護老人ホームの入所調整方法の見直しについて」の取扱を、各施設の感染状況を踏まえながら検討を進めていく必要がある。

ウ 老人福祉施設入所措置状況

令和6年3月31日現在

区 分		養 護 老 人 ホ ー ム								
施設	市町村	信濃寮	天龍荘	ハートヒル川路	光の園	計	圏域外・県外施設	合計	入所待機者数	備考
		松川町	8	5	3		16		16	
高森町	5	1	6	2	14		14	1		
阿南町	3	4	1		8		8			
阿智村	3	2			5		5			
平谷村					0		0			
根羽村					0		0			
下條村	1		1		2		2			
売木村				1	1		1			
天龍村	1	18			19		19	1		
泰阜村	1		1		2		2			
喬木村	3		2		5		5	1		
豊丘村	2				2		2			
大鹿村				1	1		1			
郡 計	27	30	14	4	75	0	75	3		
飯田市	44	2	81	10	137		137	18		
郡市計	71	32	95	14	212	0	212	21		
郡外からの入所				23	23		23			
県外からの入所				2	2		2			
合計	入所実数	71	32	95	39	237	0	237	21	
	定 員	80	40	100	50	270	—	270	—	

エ 老人福祉施設利用状況

令和6年3月31日現在

区分	特別養護老人ホーム															入所待機者数						
	施設	公設									小計	民設					小計	合計				
		飯田荘	第二飯田荘	阿南荘	松川荘	阿智荘	天龍荘	遠山荘	喬木荘	やすおか荘		あさぎりの郷	赤石寮	ゆい	陽だまりの丘				笑みの里			
市町村																						
松川町		2	2	27		4	2	4	1	42	6	5	1		1	13	55	66				
高森町	1		1	3				1	1	7	25	4				29	36	34				
阿南町		1	26			1	1		1	30		16				16	46	15				
阿智村	1		2	1	44	1	2		2	53		3				3	56	23				
平谷村										0						0	0	1				
根羽村										0						0	0	0				
下條村							1		1	2		1	1			2	4	5				
売木村			3							3		3			1	4	7	2				
天龍村	1		1			21	1		3	27		1				1	28	9				
泰阜村							1		11	12						0	12	6				
喬木村	1	1	1	2	1		2	25	1	34	2	2				4	38	38				
豊丘村		1		1		1		2	1	6	4				1	5	11	25				
大鹿村			2			1		3		6	1		1			2	8	1				
郡計	4	5	38	34	45	29	10	35	22	222	38	35	3	0	3	79	301	225				
飯田市	36	28	38	13	28	20	37	15	27	242	20	28	52	10	26	136	378	347				
郡市計	40	33	76	47	73	49	47	50	49	464	58	63	55	10	29	215	679	572				
郡外からの入所										0					1	1	1	6				
県外からの入所		1				1				2						0	2					
合計	入所実数	40	34	76	47	73	50	47	50	49	466	58	63	55	10	30	216	682	578			
	定員	40	40	80	50	80	50	50	50	50	490	64	65	58	10	30	227	717				



才 令和5年度老人ホーム入所判定・入所利用申込・入所件数

令和6年3月31日現在

市町村名	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
	入所判定 件数	入所件数	入所申込 件数	入所件数
松川町	1	1	46	17
高森町	2		43	14
阿南町	1	1	37	26
阿智村	1	1	23	21
平谷村			2	0
根羽村			1	0
下條村			10	0
売木村			4	2
天龍村	9	7	13	10
泰阜村			9	5
喬木村	2	2	35	16
豊丘村	1	1	21	3
大鹿村			2	4
郡計	17	13	246	118
飯田市	26	18	410	147
郡市計	43	31	656	265
郡市以外		1	7	3
合計	43	32	663	268

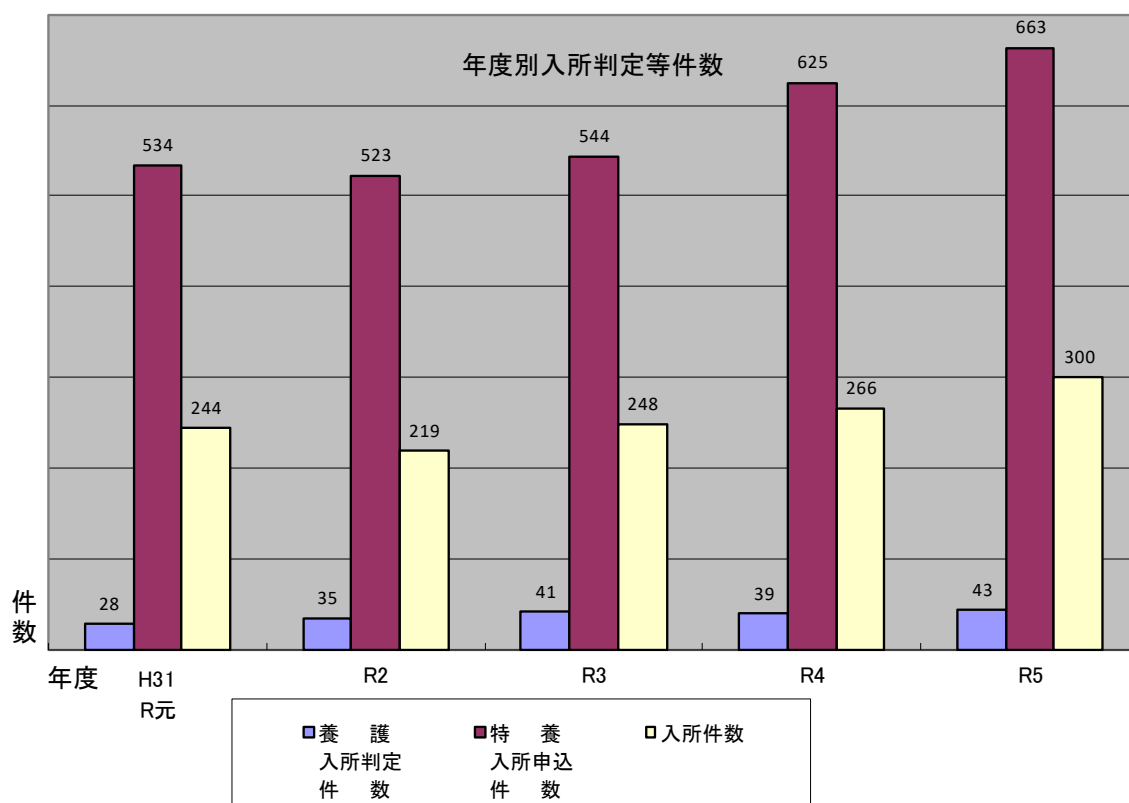
※特養の入所申込件数は、令和5年4月～令和6年3月に新たに申込みのあった件数。

※養護の入所判定件数及び入所件数には緊急入所件数が含まれる。

カ 年度別老人ホーム入所判定・入所申込・入所件数（過去5年）

令和6年3月31日現在

年度	養護老人ホーム		特別養護老人ホーム		計		
	入所判定件数	入所件数	入所申込件数	入所件数	養護入所判定件数	特養入所申込件数	入所件数
H31 R元	28	25	534	219	28	534	244
R2	35	36	523	183	35	523	219
R3	41	38	544	210	41	544	248
R4	39	34	625	232	39	625	266
R5	43	32	663	268	43	663	300



キ 年度別特別養護老人ホーム待機者状況（過去5年）

（各年度末、単位：人）

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人数	515	556	548	591	578

（8）広域防災計画の実施に必要な連絡調整

ア 概要

当地域全体に被害が及ぶ大規模地震や豪雨災害等に備えるために、様々な面で対策を講じ

る必要があり、基本的には市町村毎に防災計画や相互応援協定が締結されている。

広域連合は建築士会と「災害時における避難施設等の被災状況調査に関する協定」を締結し、災害時における建築士の応急危険度判定に関する広域的な連絡調整の役割や、広域消防に関する協定や民間等と災害時の協定締結の事務を担っている。

#### イ 当面の課題

策定されている各市町村の地域防災計画に伴う県及び市町村間の連携と適宜の見直しが重要であり、地域住民の防災意識の向上と合わせて防災対策の情報共有を図っていくことが求められる。

### (9) 消防

#### ア 概要

##### (ア) 構成

1市3町10村

(飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村)

##### (イ) 飯田広域消防と消防相互応援協定を締結した県外消防本部

豊田市消防、浜松市消防、恵那市消防、中津川市消防、新城市消防

#### イ 当面の課題

##### (ア) 地域防災力強化と次世代育成事業

###### a 消防団及び教育機関と協同で防災教育推進

大規模災害に対する被害を軽減するためには、地域における自助・共助の力を高めることが必要不可欠である。学校教育において子供の頃から防災を学び、児童生徒自身が災害から生き抜く力を身につけるとともに、災害や防災への興味・関心を高め、その重要性を現役の消防団員とともに肌身で感じることにより、消防団や自主防災等、将来の地域防災を担う人材を育成する。

###### b 防災救命講習による地域防災に関する啓発活動推進

地域防災力を高めるためには居住地域特有の災害リスクを理解する必要がある。例年受講者数が多い救命講習の機会を利用し、災害リスクを周知した上で発災時に役立つ知識・技術を身に付けられる防災救命講習の実施を推進し、地域防災の啓発を図る。

###### c 消防団との連携強化及び参加しやすい合同訓練・研修の検討

当管内面積は広大であり、消防署隊が到着する前に災害対応の主力となる消防団の能力強化が重要である。署・団合同訓練及び研修を通じ基本的な技術の習熟を図るとともに、火災検討会により指揮体制や安全管理の相互理解を深め、災害活動時の連携強化を図る。研修においてはリモートを活用するなど、参加しやすい体制づくりを進める。

###### d 幼年・少年消防クラブの活動行事拡大とクラブ自主行事の推進

人口減少に伴い将来の地域防災の担い手育成が急務となっている。クラブ活動を通じて消防及び防災について学習し、正しい知識と技能を習得しながら生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、クラブ員を通じて家庭や地域の防災意識の高揚を図る。

##### (イ) 災害対応力の充実強化

a 定年延長を見据えた職員研修による人材育成

消防力の要はマンパワーであり、多様化する災害に対応できるスキル（知識・技術）を持った人材が必要不可欠である。若手職員から高齢期職員まで、すべての年代に応じたスキルアップ計画及び体力維持プログラムの策定を図る。

b リニア中央新幹線及び三遠南信自動車道工事に係る警防活動の検討

大規模工事に伴う特異な環境における災害発生が危惧されている。工事現場の現地調査及び関係機関との合同訓練の機会を通じて情報共有を図り、対策マニュアルに基づく活動の検証と必要資機材の整備を推進する。

c 防火対象物の違反是正に係る査察体制の強化

安全・安心な地域づくりのためには、防火対象物の消防法令違反を是正する必要がある。画一的な違反是正のためのマニュアルに基づき、職員一人一人が違反処理の知識・技能を習得し、違反是正強化を図る。

d 定年引上げ・インフラ変化等、将来を予測した資機材・施設整備の検討

定年引上げによる高齢期職員の現場活動や、リニア中央新幹線建設に伴う長大トンネル工事における救急・救助対応など、従来なかった環境に適応しなければならない。社会制度や交通・人流の環境変化を予測した警防戦術の検討と必要資機材の整備を進める。

(ウ) 消防施設等の維持及び更新

a 財政計画に基づく消防車両の更新整備

計画的な車両更新を進める上で、財政負担の平準化と住民の安全・安心確保の両立を図る必要がある。財政計画に基づきながら、随時検討し導入計画見直しも考慮する。

(令和6年度購入予定車両)

高規格救急車1台、資器材搬送車1台、連絡車1台

b 消防施設の維持及び改修による長寿命化

庁舎等施設の維持は消防行政の核であり、適切な施設修繕による維持管理が課題となる。公共施設等総合管理計画策定に合わせて計画的に施設長寿命化を進める。

(令和6年度主な修繕予定)

消防庁舎照明LED化工事、羽場分署庁舎屋根改修工事、阿南消防署車庫新設工事

c 高森消防署庁舎移転に係る消防車両配置の検討

社会情勢とともに変化する消防需要と多様化する災害に対応する必要に迫られている。高森消防署の新築移転に伴い、北部の防災拠点としての消防車両配置について検討を進める。

d 女性消防吏員の人員配置拡充に向けた施設整備の研究

女性消防吏員増員を目指す中で、女性職員が働きやすい環境整備の推進を進める必要がある。庁舎建設の機会に併せて女性用仮眠室の整備を進めるとともに、女性消防吏員が働きやすい人員体制の検討を進める。

(エ) 圏域消防力の充実強化事業

a 高森消防署移転建設に係る実施設計及び建設

令和7年度中の完成に向け、設計及び建設を遅滞なく進める必要がある。建設予定地の高森町町有地譲与に係る手続きを進め、財政負担を軽減するため有利な起債を活用しな

がら、設計及び建設に着手する。

b 消防力適正配置の研究

管内の広大な面積を限られた消防力でカバーする必要がある。遠隔地対策を始めとする消防力のあり方について課題を整理し、職員派遣を視野に入れた具体的な対応策について研究を進め、地域間の平等性について調整を図る。

(オ) 共同指令センター整備事業

a 消防指令センター共同運用に係る運営団体の設立及びシステムの仕様検討

木曾広域消防本部との消防指令センターについて令和8年度運用開始を目標とし、共同運用のために必要な手続きを進める必要がある。準備委員会で検討を進め、今後、運営団体の規約の制定及び設立を行い長野県へ届出るとともに、高機能な指令システムの構築及び人員の効率化を図り、住民サービスの拡充を目指す。

b 消防指令センター実施設計及び地方債手続き

消防指令センター施設の設計及び建設に係る事務手続きを進める必要がある。令和6年度は消防指令センターの実実施設計を行い、システムの仕様検討や運用面を準備委員会の中で調整するとともに、国の有利な財政支援活用のほか長期的なランニングコスト削減を見込んでいる。運営団体設立後は、整備費の予算化及びランニングコスト等の按分について検討する。

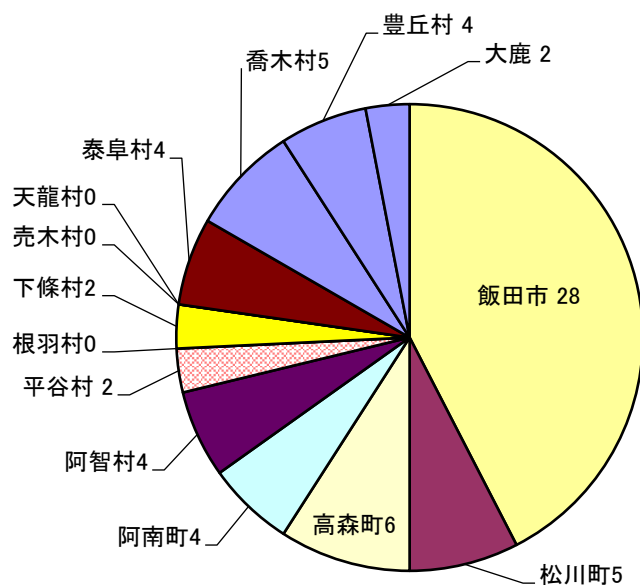
ウ 火災発生状況及び救急出動状況

(ア) 市町村別火災発生件数

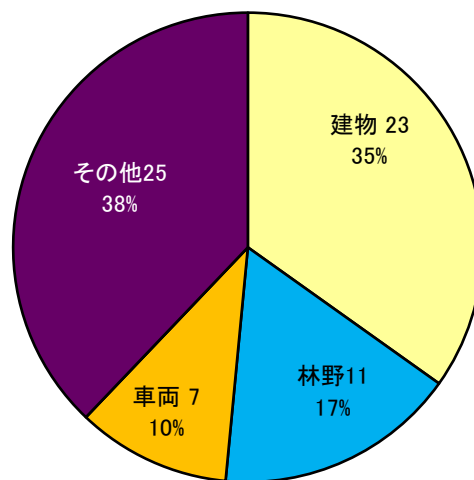
(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

月 市町村名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	建物	林野	車両	船舶	その他
飯田市	4	5	6	1	2		1	2	1	2	2	2	28	15	4	2		7
松川町			1				2		1			1	5	1		1		3
高森町				5			1						6	1				5
阿南町	1	2									1		4	1	1			2
阿智村				2							1	1	4			3		1
平谷村				2									2		1			1
根羽村																		
下條村	1		1										2	1				1
売木村																		
天龍村																		
泰阜村			1					1				2	4		2			2
喬木村			1	2		1			1				5	3	1			1
豊丘村	1		1	1							1		4	1	1			2
大鹿村				1							1		2		1	1		
合計	7	7	11	14	2	1	4	3	3	2	6	6	66	23	11	7		25
令和4年	8	11	13	5	3	5		5	2	1	5	3	61	29	7			25
令和3年	5	14	7	11	3	4	5	7	1	5	7	4	73	44	7	5		17
令和2年	7	10	12	9	8	4		7	2	3	3	10	75	31	3	6		35
令和元年	7	12	14	16	12	4	1	4	5	10	4	7	96	46	10	6		34

市町村別 火災発生件数



火災種別別 発生件数

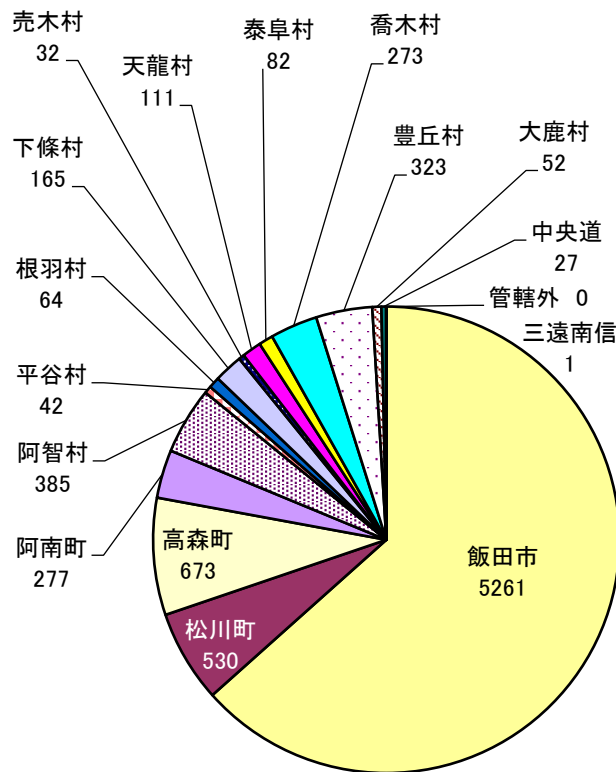


(イ) 市町村別救急出動件数

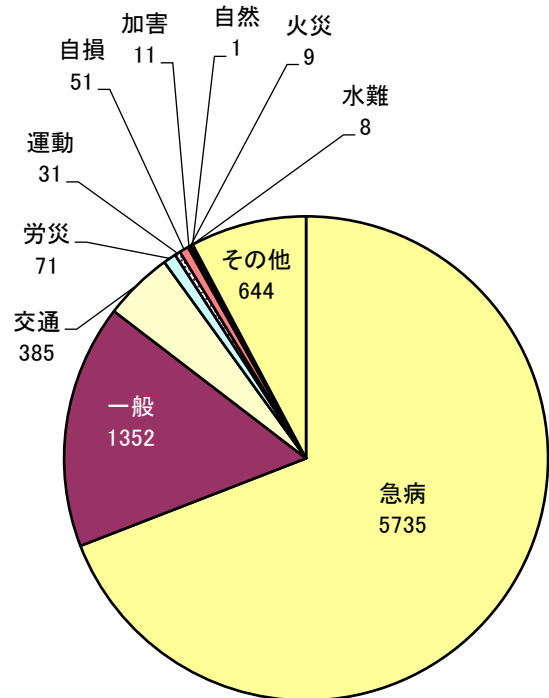
(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

地区別	出動件数	火災	自然	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
飯田市	5,261	3		4	215	36	25	827	8	33	3,713	397
松川町	530	1			24	4	3	93	1	1	371	32
高森町	673			1	42	7	1	98		9	423	92
阿南町	277	2		1	9	2		46			155	62
阿智村	385				18	4		91	1	1	257	13
平谷村	42				2	1		16			23	
根羽村	64			1	10	1		12			40	
下條村	165	1		1	14	2		32			105	10
売木村	32				2	2		7		1	19	1
天龍村	111				5	2	1	9			86	8
泰阜村	82				1	1		12			64	4
喬木村	273	1			10	3	1	50		3	192	13
豊丘村	323		1		17	6		48	1	2	246	2
大鹿村	52				3			11		1	27	10
中央道	27	1			12						14	
三遠南信	1				1							
管轄外												
合計	8,298	9	1	8	385	71	31	1,352	11	51	5,735	644

市町村別 救急件数

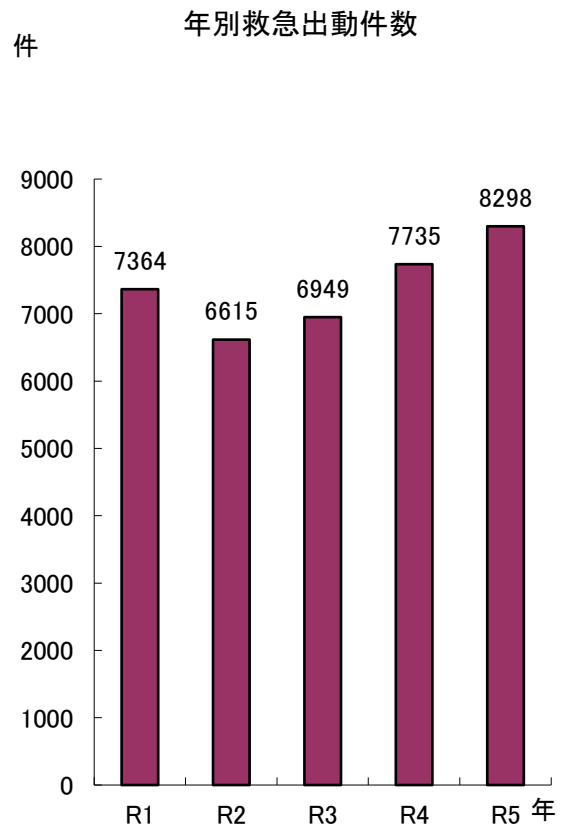
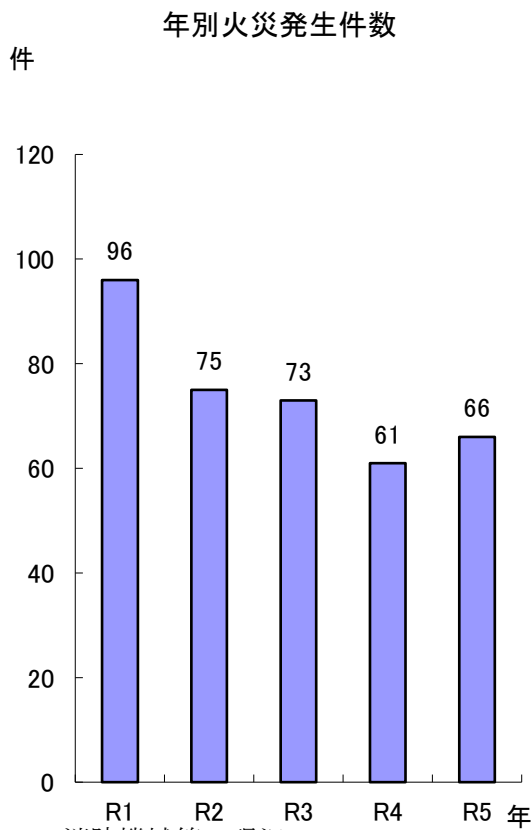


救急種別 救急件数



(ウ) 年別火災救急状況

	火災発生件数					救急出動件数				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
飯田市	54	34	33	33	28	4,694	4,268	4,315	4,991	5,261
松川町	9	4	8	7	5	452	419	444	521	530
高森町	7	11	7	6	6	537	497	566	574	673
阿南町	1	1	1	2	4	299	240	282	288	277
阿智村	7	6	8	3	4	380	330	337	376	385
平谷村	3		1	1	2	44	38	41	41	42
根羽村		2		1		59	57	59	50	64
下條村	3	2	2	1	2	157	112	164	166	165
売木村	2	2		2		38	29	30	28	32
天龍村	3					87	78	85	79	111
泰阜村	2	3	1	2	4	50	41	57	64	82
喬木村	3	3	6	1	5	223	207	236	195	273
豊丘村		5	5	2	4	252	220	257	271	323
大鹿村	2	2	1		2	54	49	58	61	52
中央道						32	27	18	30	27
三遠南信						2	2			1
管轄外						4	1			
合計	96	75	73	61	66	7,364	6,615	6,949	7,735	8,298



エ 消防機械等の現況



署所別配置状況

(令和6年4月1日現在)

機械等	署所	配置状況										合計	
		本部	飯田消防署		伊賀良消防署			高森消防署		阿南消防署			
			本署	羽場分署	本署	山本分署	龍江分署	本署	座光寺分署	本署	平谷分署		和田分署
ポンプ車		2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	13	
小型ポンプ付積載車							1		1			2	
はしご車		1										1	
化学車		1										1	
救助工作車		1							1			2	
水槽車							1					1	
救急車		2	1	2	1	1	2	1	2	1	1	14	
人員輸送車	1											1	
資機材搬送車		2							1			3	
指揮車		1		1			1		1			4	
支援車	2								1			3	
査察広報車	3	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	15	
一般車	連絡車等	3	1									4	
	二輪車	1										1	
車両合計	10	13	3	7	3	3	8	3	9	3	3	65	
無人航空機(ドローン)		1	1				1		1			4	
ホース	40mm								14	10	8	32	
	50mm	80	60	75	60	60	90	60	100	60	60	705	
	65mm	70	10	60	10	30	13	10	47	37	10	297	
化学消火薬剤		2,160	100	160	100	100	120	180	280	200	120	3,520%	
発砲管銃		11	1	2	1	1	1	1	2	2	2	24	
消火原液吸入装置		2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	12	
可搬式放水砲		2										2	
ファイヤーレンジャー		25	8	20	8	8	20	8	24	8	8	137	
空気呼吸器		31	5	14	4	5	13	4	12	5	5	98	
空気ポンペ	4.7%	4										4	
	6.8%	44	8	20	9	7	15	9	19	8	6	145	
	8%	50	1	7	4	3	13	3	12	4	6	103	
	9%	3		2								5	
	50%	6										6	
ゴムボート(船外機付)		1							2			3	
エアータント		2		1			1		1			5	

オ 防火対象物の現況

(令和6年3月31日現在)

用途区分		市町村別																														
		飯田市		松川町		高森町		阿南町		阿智村		平谷村		根羽村		下條村		売木村		天龍村		泰阜村		喬木村		豊丘村		大鹿村		合 計		
		甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	
1	イ 劇場・映画館等	4				2																								8		
	ロ 公会堂・集会場	93	103	15	17	18	24	5	2	10	4		1		1	3	4		1	1	8		1	13	11	8	13	2	3	168	193	
2	イ キャバレー等		2																											2		
	ロ 遊技場/ダンスホール	18	1			2	1																							20		
	ハ 風俗営業等																															
	ニ カラオケボックス等	3																												3		
3	イ 待合・料理店	11	2	1		1																							13	2		
	ロ 飲食店	47	128	5	11	6	13	1	1	9	12		1		3		1							1	1		1	2		3	70	177
4	百貨店・マーケット	146	102	14	12	9	14	4	3	5	7		1	1		1	4	1						5	3	6	3	1		193	149	
5	イ 旅館・ホテル	56	24	5		4	9	3	2	34	4	1	1	3	3	5	2	4	3	2	1	2	1	2		1	1	6	8	128	59	
	ロ 共同住宅・下宿等	192	654	9	31	11	46	5	13	2	18	1	2		7	9	2	1	5	2	2	1	7	4	12	2	7	3	3	242	809	
6	イ 病院・診療所等	41	44	1	1	3	5	2	1	1	1					1								1		1				51	53	
	ロ 老人福祉施設等	40		9	1	7		10		5				1		3		1		3		1		3		2				85	1	
	ハ デイサービス等	76	55	14	18	12	1	7	4	9	3	2		1		2		2		1	1	4	1	9	5	9	1	2		150	89	
	ニ 幼稚園・盲学校等	4																												5		
7	小・中・高等学校等	40		4		4	5	7		7		1		2		2		1		3		2		4		3		2		82	5	
8	図書館等	6	8			1		2	1	1	2		1		1	1										2		1	1	15	14	
9	イ 蒸気・熱気浴場																															
	ロ イ以外の公衆浴場	3	1							1											1	1								5	2	
10	車両の停車場	1	2																											1	2	
11	神社・寺院等	41	44	3	10	6	8	1	3	1	5				1	2		1		1	1	2	3	3	2	1	1			61	79	
12	イ 工場・作業場	371	353	63	60	55	82	10	16	18	24	1	1	2	3	11	6	1	6	4	4	3	5	22	16	29	24	2	2	592	602	
	ロ 映画スタジオ等																															
13	イ 自動車車庫・駐車場	11	10		1	1				1		1		1												1				12	15	
	ロ 飛行機格納庫																															
14	倉庫	120	160	11	26	14	22		6	1	6		1	2	2	1	1	1						3	4	5	12	1		159	240	
15	前各号に該当しない事業所	224	395	19	31	20	33	7	27	14	27	2	13	8	5	8	7	2	2	7	7	4	5	14	16	9	21	2	8	340	597	
16	イ 複合用途防火対象物	355	330	32	36	20	23	13	2	27	12	7	3	5	2	8	3	6	5	3	3	6	1	9	6	10	3	5	3	506	432	
	ロ 上記以外の複合用途防火対象物	108	351	9	36	5	27	5	1	6	5	1	1	1	2		1	1	2	1		3	1	5	7	5	3	2	2	152	439	
17	重要文化財等	15	3			2				1	2					1								6							20	11
18	延長50m以上のアーケード																															
合 計		2,026	2,772	214	291	202	314	82	83	153	131	16	27	27	31	58	32	21	27	28	28	27	31	101	83	96	91	30	33	3,081	3,974	

カ 予防査察実施状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

用途区分		署別		伊賀良消防署		高森消防署		阿南消防署		合計	
		飯田消防署		防火対象物		防火対象物		防火対象物		防火対象物	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
1項	イ					2				2	
	ロ	3		4		6				13	
2項	イ										
	ロ	3								3	
	ハ										
3項	イ					2				2	
	ロ	5		5	1	3				13	1
4項		12		7		8		1		28	
5項	イ	6	1	5		1	1	6		18	2
	ロ			3	1			1		4	1
6項	イ	5		1				2		8	
	ロ			1				9		10	
	ハ			1		6		3		10	
	ニ										
7項											
8項								5		5	
9項	イ										
	ロ										
10項											
11項		1				2				3	
12項	イ		1						1		2
	ロ										
13項	イ							1		1	
	ロ										
14項		2		1						3	
15項		7	1					3		10	1
16項	イ	29	1	9	1	9		4	1	51	3
	ロ	2	1	2						4	1
17項		3		2	1	1			3	6	4
合計		78	5	41	4	40	1	35	5	194	15

防火管理者資格取得講習会実施状況 (昭和36年度～令和5年度講習取得累計10,096人)

令和3年度	甲種	173人	乙種	13人
令和4年度	甲種	163人	乙種	21人
令和5年度	甲種	158人	乙種	16人

キ 建築同意事務件数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

用途区分		同意内容	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替	用途変	その他	計
1	イ	劇場・映画館等									
	ロ	公会堂・集会場									
2	イ	キャバレー等									
	ロ	遊技場/ダンスホール							1		1
	ハ	風俗営業等									
3	イ	待合・料理店									
	ロ	飲食店	7								7
4		百貨店・マーケット	6	1							7
5	イ	旅館・ホテル	1						1		2
	ロ	共同住宅・下宿等	19								19
6	イ	病院・診療所等	2	1							3
	ロ	老人福祉施設等	1	1							2
	ハ	デイサービス等	3	2							5
	ニ	幼稚園・盲学校等									
7		小・中・高等学校等	1	2							3
8		図書館等									
9	イ	蒸気・熱気浴場	2								2
	ロ	イ以外の公衆浴場									
10		車両の停車場									
11		神社・寺院等	1								1
12	イ	工場・作業場	7	15							22
	ロ	映画スタジオ等									
13	イ	自動車車庫・駐車場	3	1							4
	ロ	飛行機格納庫									
14		倉庫	13	3							16
15		前各号に該当しない事業所	25	8	1				1		35
16	イ	複合用途防火対象物	2	2							4
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	1	1	1						3
17		重要文化財等									
18		延長50m以上のアーケード									
一般		専用住宅	44	6							50
		併用住宅	1	1							2
		その他	18	11							29
合計			157	55	2				3		217

ク 危険物施設の状況

(令和6年3月31日現在)

危険物施設 区別	計	製 造 所	小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	特定 屋外	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	14k 0超 トラ ー	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱 所	第 2 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	事 業 所 数	
検査済証交付施設数	722	3	502	98	43	0	11	192	4	147	17	7	217	136	6	0	75	413	
数量別	5倍以下	335		280	52	11		8	84	4	117		4	55	12	2		41	
	5倍を超え 10倍以下	145	1	113	27	8		3	72				3	31	11	2		18	
	10倍を超え50 倍以下	114	2	60	16	12			28		4			52	36	2		14	
	50倍を超え 100倍以下	48		29	1	6			5		17	9		19	18			1	
	100倍を超え 150倍以下	30		13	2	1			1		9	8		17	17				
	150倍を超え 200倍以下	20		2		1			1					18	17			1	
	200倍を超え 1000倍以下	29		4		3			1					25	25				
	1000倍を超え るもの	1		1		1								0					
類別	単 独	第1類	1		1	1								0					
		第2類	1		1	1								0					
		第3類	0		0									0					
		第4類	718	3	498	94	43		11	192	4	147	17	7	217	136	6		75
		第5類	1		1	1									0				
		第6類	0		0										0				
	混在	1		1	1									0					
飯田市	354	1	238	57	23		4	81	2	68	8	3	115	64	6		45		
松川町	79	2	47	9	7		1	15		15			30	16			14		
高森町	66		51	13				18		18	9	2	15	12			3		
阿南町	29		21	2	1		1	10		7			8	6			2		
阿智村	61		47	6	1			33	2	5			14	9			5		
平谷村	12		9		1			5		2		1	3	2			1		
根羽村	7		5		1		1	1		2			2	2					
下條村	18		13	2	1		1	6		3			5	4			1		
売木村	8		5					4		1			3	3					
天龍村	9		8				1	5		2			1	1					
泰阜村	14		11	2	1		1	5		2			3	3					
喬木村	34		29	2	6			3		18			5	4			1		
豊丘村	19		11	4	1			4		1		1	8	5			3		
大鹿村	12		7	1			1	2		3			5	5					
計	722	3	502	98	43	0	11	192	4	147	17	7	217	136	6	0	75		

「特定屋外」は「屋外タンク貯蔵所」の内数を表し、「14k0超トレーラー」は「移動タンク貯蔵所」の内数を表す。

ケ 危険物施設立入実施数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

署別 危険物施設	予防課	飯田 消防署	伊賀良 消防署	高森 消防署	阿南 消防署	合計
製造所						
屋内貯蔵所	3					3
屋外貯蔵所						
屋外タンク貯蔵所						
屋内タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所	2	6	2	6	6	22
簡易タンク貯蔵所						
移動タンク貯蔵所	5					5
給油取扱所	9				2	11
自家用給油取扱所						
第1種販売取扱所						
第2種販売取扱所						
一般取扱所	3					3
合計	22	6	2	6	8	44

コ 各種申請届出書受理件数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区分		受理 件数	区分		受理 件数
危険物製造所等 設置変更許可申請	製造所		防火対象物使用開始届		189
	貯蔵所	12	火を使用する設備等の設置届		43
	取扱所	23	発電・変電・蓄電設備設置届		65
危険物製造所等 完成審査申請	製造所		ネオン管灯設備設置届		
	貯蔵所	11	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届		58
	取扱所	24	圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱届		34
危険物製造所等 譲渡引渡届出	製造所		防火管理者選・解任届		358
	貯蔵所	24	消防計画届		426
	取扱所	6	消防設備設置届		376
危険物製造所等 廃止届出	製造所		消防用設備点検結果報告		2,826
	貯蔵所	14	防火対象物点検結果報告		127
	取扱所	1	防火対象物権原者変更届		14
水張水圧検査申請書			防火対象物特例認定申請等		18
危険物製造所等休止(再開)届			高压ガス販売施設等の意見書交付申請		
危険物仮貯蔵・仮使用・仮取扱承認願		39	消防法令適合通知書交付申請		30
危険物保安監督者選解任届		19	り災証明申請		17
危険物製造所等品名数量変更届		1			
予防規程認可 変更申請書		6			

## (10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営

### ア ごみ処理施設

#### (ア) 概要

##### a 構成

1市3町9村

(飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・下條村・売木村・天龍村・  
泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村)

##### b ごみ処理施設

稲葉クリーンセンター (敷地面積 : 7.14ha)

(建屋面積 : 工場棟 2,367.30 m<sup>2</sup> / 計量棟 142.63 m<sup>2</sup> / 管理棟 528.11 m<sup>2</sup>)

##### c 処理能力

93 t / 日

#### (イ) 当面の課題

##### a 稲葉クリーンセンター

施設の運営にあたっては、近隣住民との信頼関係を大切にし、周辺環境に配慮しながら、施設の安全で安定的な運営、管理を行っていくと共に、ごみの焼却処理により発生する熱エネルギーを有効活用していく。

また、搬入されるごみの量が、開設時の計画値を上回る状況が継続していることから、環境学習講座を通じ意識の高揚を図るとともに、構成市町村と連携し、ごみの分別の徹底、減量化を啓発・推進していく。併せて、プラスチック由来廃棄物資源化の取り組みについても、構成市町村間で情報共有を行い、課題に取り組むための環境整備を図る。

##### b 桐林クリーンセンター (旧ごみ処理施設)

後利用について、セイコーエプソン株式会社によるバイオマス発電所の建設計画が決定した。今後は施設解体に向けて、地元との調整を図りながら、セイコーエプソン株式会社が目途としている2026年度中の稼働に向けて着実な対応に努める。

## イ ごみ処理の状況

(単位 : t)

	稲葉クリーンセンター				
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
飯田市	21,120.91	21,381.89	21,123.22	21,242.89	20,225.71
松川町	1,815.09	1,803.34	1,773.52	1,854.23	1,813.05
高森町	1,503.84	1,607.45	1,567.39	1,632.54	1,605.78
阿南町	480.23	497.25	506.92	499.30	488.20
阿智村	1,534.50	1,477.88	1,444.08	1,546.70	1,489.89
平谷村	39.18	39.68	44.57	44.60	47.25
下條村	356.39	388.64	377.70	375.76	362.94
売木村	69.36	61.65	59.37	57.09	60.16
天龍村	177.35	157.47	162.81	164.05	152.86
泰阜村	139.06	140.09	137.66	149.32	134.59
喬木村	803.19	863.35	842.13	818.92	837.62
豊丘村	677.06	764.77	758.56	772.07	768.90
大鹿村	95.99	103.25	98.62	106.77	91.12
合 計	28,812.15	29,286.71	28,896.55	29,264.24	28,078.07
前年比	100.24%	101.65%	98.67%	101.27%	95.95%

## ウ 桐林リサイクルセンター

## (ア) 概要

桐林リサイクルセンターは、循環型社会形成推進が目的の施設であり、リユース事業と環境学習講座による啓発を行っている。平成 23 年から運用を開始し、12 年が経過している。なお、リユース品の取扱い事業に関しては、民間事業者のリユース事業への参入が増えたことにより、公費での維持の意義が薄れてきたため廃止とした。

## (イ) 当面の課題

桐林クリーンセンターの解体に伴い、桐林リサイクルセンターで行われている循環型社会形成と推進を目的とした環境学習講座については、引き続き飯田環境センターとして継続するが、内容の見直しを含めた検討を行う。

## エ 桐林リサイクルセンターの状況

(令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月)

	受入数 (件)	引渡数 (件)	手数料 (円)
家 具	99 ( 58)	88 ( 73)	82,500
雑 貨	5,386 (374)	4,110 (1,095)	2,400



書籍	915 (90)	894 (279)	無料
衣類	9,249 (437)	7,397 (1,347)	無料

オ 環境測定結果(稲葉クリーンセンター)

(ア) 排ガス測定結果

a ダイオキシソ類

調査機関：環境未来株式会社 総合検査センター

測定結果

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

測定項目	炉	測定日				協定値 (国基準値)
		R5.5.2	R5.7.4	R5.11.2	R6.1.5	
ダイオキシソ類	1号炉	0.000042	0.000053	0.000028	0.000013	0.05 以下 (5 以下)
	2号炉	0.000042	0.000063	0.000032	0.000043	

※ 1・2号炉両系統共、国及び地元協定値を下回っている。

※ 単位「ng」は、1gの10億分の1の濃度。

※ 測定結果欄の『0』と表示されている数値は定量下限値未満であったことを示している。

b ばい煙測定

調査機関：環境未来株式会社 総合検査センター

測定結果

測定項目 (単位)	炉	測定日						協定値 (国基準値)
		R5.5.2	R5.7.4	R5.9.4	R5.11.2	R6.1.5	R6.3.1	
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	1号炉	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下 (0.15 以下)
	2号炉	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
硫黄酸化物 (ppm)	1号炉	9.6	7.2	4.6	4.7	3.2	9.7	50ppm 以下 (K値17.5以下)
	2号炉	14	7.1	7.9	15	4.1	6.9	
窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)	1号炉	58	54	47	59	45	52	100 以下 (250 以下)
	2号炉	49	56	57	39	51	47	
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	1号炉	30	17	5	12	13	26	82 以下 (700 以下)
	2号炉	37	16	27	39	15	26	
全水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	1号炉	測定無し	0.42	測定無し	測定無し	0.09	測定無し	50 以下 (50 以下)
	2号炉	測定無し	0.59	測定無し	測定無し	0.13	測定無し	

※ 1・2号炉両系統共、国及び地元協定値を下回っている。

※ ばい煙測定は2か月に1回行っている。

※ 測定結果欄の“<”と表示されている数値は定量下限値未満であったことを示している。

(イ) 焼却灰等ダイオキシン類

調査機関：環境未来株式会社 総合検査センター

(単位：ng-TEQ/g)

測定項目	採取場所	測定日				協定値 (国基準値)
		R5. 5. 2	R5. 7. 4	R5. 10. 18	R6. 1. 5	
焼却灰	焼却灰ピット	0.00041	0.00018	0.0011	0.0017	3 以下
飛灰処理物	処理物ピット	0.26	0.10	0.31	0.23	

※ いずれも国及び地元協定値を下回っている。

(ウ) 周辺土壌中ダイオキシン類

(測定日：令和5年11月16日)

調査機関：(株)環境技術センター

下久堅地区

(単位：pg-TEQ/g)

		R 3	R 4	R 5	国基準 1000 (調査指標 250 以上)
1	稲葉峠付近 (県道米川駄科(停)線沿)	0.442			
2	社会福祉法人あゆみ会 南原苑付近		0.098		
3	下久堅柿野沢 3517-7 三石宅付近	0.14			
4	下久堅柿野沢南集会所付近	0.0012			
5	下久堅柿野沢 1945-3 下平宅付近	2.0			
6	下久堅柿野沢 714 三石宅付近		0.024		
7	柿野沢区民センター付近		0.17		
8	知久平統合簡易水道牧野内減圧槽付近			0.013	
9	小林農家組合農業生活改善センター付近		1.9		
10	南原配水池付近	1.7			
11	南原第5集会所付近		0.93		
12	下久堅南原 1004-2 付近			4.7	
13	南原区民センター付近			0.19	
14	下久堅自治振興センター付近			0	

上久堅地区

		R 3	R 4	R 5	国基準 1000 (調査指標 250 以上)
1	大鹿区民センター付近		0.042		
2	上久堅(大鹿)8826 木下宅付近	8.4			
3	上久堅(堂平)11887-10 中山宅付近			0.18	

龍江地区

		R 3	R 4	R 5	国基準 1000 (調査指標 250 以上)
1	ふれあい広場 文吾の里付近	0.10			
2	龍江(大屋敷)9555-14 四百目宅付近			26	
3	竜東中学校付近			0.023	
4	龍江(尾科)9380-23 三石宅付近		5.5		
5	(仮称)龍江 IC 付近	0.084			
6	農事組合法人 ヤマギシズム生活飯田実顕地付近		0.031		

※ 測定結果はいずれも国基準値を下回っている。

※ 調査は、各地区3年で1サイクルになるよう計画されている。

※ 単位「p g」は、1兆分の1の濃度。

※ 平成11年12月27日環境庁告示第68号により、調査指標250以上の場合には必要な調査を実施することとされている。

## (11) し尿処理施設の配置、管理及び運営

### ア 概要

#### (ア) 構成

1市2町3村

(飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村)

#### (イ) し尿処理施設

飯田竜水園

#### (ウ) 処理規模

75kℓ/日

### イ 当面の課題

(ア) 各市町村の農業集落排水処理施設の統合及び廃止等の計画が進められており、それに伴う大量の汚泥処分が必要になることから、飯田竜水園への計画的な搬入を行うとともに、適正かつ効率的な処理を行う。

(イ) 圏域内のし尿処理3施設の現状等を把握し、今後のし尿処理施設の在り方について検討を進める。

(ウ) 周辺地域への生活環境への影響を十分配慮し、安全で安定した施設の稼働に努める。

### し尿処理の状況

(単位：kℓ)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
飯田市	11,193.73	10,678.29	11,059.21	10,881.71	9,682.68
松川町	4,069.87	4,078.52	4,113.68	4,129.62	3,837.72
高森町	2,488.01	2,338.61	2,417.40	2,363.74	2,152.80
喬木村	983.69	905.38	987.52	1,024.12	1,091.70
豊丘村	1,181.30	1,137.71	1,266.37	1,282.32	1,159.05
大鹿村	573.02	576.22	522.60	576.17	476.24
合計	20,489.62	19,714.73	20,366.78	20,257.68	18,400.19
前年比	94.60%	96.22%	103.31%	99.46%	90.83%

## 10 各会計の予算・決算の状況

(単位：千円)

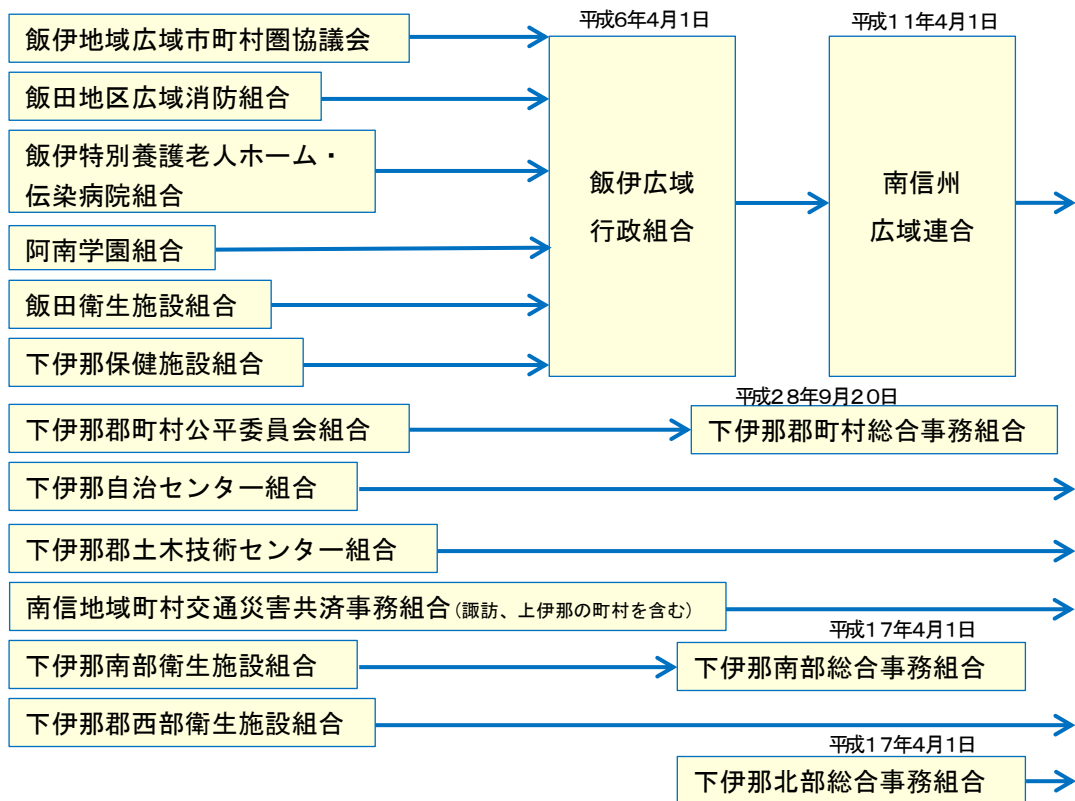
会計区分	令和6年度 当初予算額	令和4年度 歳出決算額
一般会計	2,666,200	1,687,127
南信州広域振興基金特別会計	8,600	9,935
飯田広域消防特別会計	2,146,500	2,311,156
稲葉クリーンセンター特別会計	153,150	137,146
合 計	4,974,450	4,145,364

## 11 広域行政の歩み

### (1) 飯田下伊那地域における広域行政の歩み

年 月	内 容
昭和44年 9月	飯伊地域広域行政市町村圏協議会設立（1市5町14村）
昭和45年 3月	飯伊地域広域市町村計画策定（S45～S54）
昭和49年 4月	飯伊特別老人ホーム・伝染病院組合設立
昭和54年 8月	三全総によるモデル定住圏指定
昭和55年 3月	新広域市町村圏計画策定（S55～S64）
平成 2年 3月	第2次新広域市町村圏計画策定（H2～H11）
平成 5年 2月	飯伊地方拠点都市地域指定（1市4町14村）
平成 5年12月	飯伊地方拠点都市地域基本計画策定
平成 6年 4月	飯伊広域行政組合発足（6団体を複合化 1市3町14村）
平成 6年 7月	ふるさと市町村圏に選定
平成11年 4月	南信州広域連合設立
平成12年 8月	飯伊地域ふるさと市町村圏計画策定（H12～H21）
平成21年 7月	南信州定住自立圏形成協定締結（1市3町10村）
平成22年11月	リニア将来ビジョン策定

### (2) 飯田・下伊那地域における一部事務組合等



## 12 その他

### (1) 広域連合広域計画策定状況

計 画 名	計 画 期 間
第1次計画	平成 11～16 年度
第2次計画	平成 17～21 年度
第3次計画	平成 23～27 年度
第4次計画「基本構想・基本計画」	平成 27～36 年度（基本計画は～31 年度）
第4次計画 後期基本計画	令和 2～6 年度

### (2) 主な会議の開催状況

会議の名称	開催頻度	出席者
広域連合会議	月 1 回	市町村長、南信州地域振興局長、飯田建設事務所長、飯田保健福祉事務所長ほか
正副連合長会議	月 1 回（広域連合会議の 1 週間前程度）	正副連合長、部会長
専門部会	月 1 回（広域連合会議に合わせて開催）	専門部会所属町村長
幹事会	議会本会議の前に開催	構成市町村総務担当課長
議会本会議	定例会 2 回 臨時会 2 回程度	広域連合議員、市町村長
議会全員協議会	年 4 回程度（本会議に合わせての開催を含む）	広域連合議員、市町村長
議会常任委員会	年 4 回程度	広域連合議員（議長を除く）

### (3) 共同事務の経費負担（抜粋）

共同事務	一般事務	常備消防	介護認定審査会の設置及び運営	障がい程度区分審査判定審査会	地域生活支援事業（相談支援事業）	老人ホーム（養護、特養）入所調整	ごみ処理施設設置、管理及び運営	し尿処理施設設置、管理及び運営
負担市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	14 市町村	根羽村を除く 13 市町村	飯田市 松川町 高森町 喬木村 豊丘村 大鹿村
負担割合	均等割 10% 人口割 90%	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じた割合	均等割 15% 申請者数割 85%	均等割 15% 申請者数割 85%	均等割 15% 相談件数割 85%	均等割 10% 人口割 90%	建設費均等割 10% 人口割 70% 利用平均実績割 20% 運営費均等割 15% 利用実績割 85%	均等割 13% 利用実績割 87%

(4) 南信州定住自立圏

### 「定住自立圏構想」の推進

**定住自立圏構想の意義**

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

**圏域形成に向けた手続**

**定住自立圏構想への取組状況**

KPI: 2024年 140圏域 (R3.4.1現在 129圏域)

※R2以前は4月1日時点の数値

**定住自立圏に取り組む市町村に対する支援**

**特別交付税**

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)）  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3)）
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

**地方債**

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

**各省による支援策**

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

出典：総務省

ア 経過

- 平成 21 年 3 月 24 日 中心市宣言(飯田市)
- 平成 21 年 7 月 14 日 定住自立圏形成協定の締結(飯田市と 13 町村)
- 平成 21 年 12 月 24 日 南信州定住自立圏共生ビジョン策定 改訂・変更し現在に至る

※ 定住自立圏は広域連合の取組みを補完するものであり、定住自立圏構想に関する市町村間協議は、主に広域連合の場で行われている。

イ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組(共生ビジョン R2. 4. 1 改訂より)

(1) 生活機能の強化に係る政策分野	
医療	休日夜間急患診療所の運営 在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制 大規模災害医療救護体制の整備 飯田下伊那診療情報連携システム ism-Link への支援
福祉	圏域健康計画の策定 病児・病後児保育事業の実施 成年後見支援センターの設置
産業振興	(公財)南信州・飯田産業センター運営等 鳥獣害防止総合対策
環境	環境文化都市及び環境モデル都市の取組の普及拡大
教育及び	図書館ネットワークシステムの構築



文化	
<b>(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</b>	
地域公共交通ネットワークの構築	乗合タクシー上市田線、路線バス阿島線、路線バス大鹿線、豊丘村村営バス(一部)、喬木村民バス(一部)、路線バス駒場線、西部コミュニティバス、路線バス・乗合タクシー平岡線、路線バス遠山郷線、路線バス阿南線、路線バス温田線
地域情報共有システムの構築	電子メール配信システムの運営 ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営
戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用
圏域内外の住民との交流及び移住の促進	飯田市中心市街地活性化事業 飯田市天龍峡活性化事業 「市田柿発祥の郷」賑わい創出事業 かじかの湯施設改修事業 昼神温泉活性化事業 ひまわりの湯・平谷高原スキー場・平谷湖フィッシングスポット施設改修事業 根羽村観光拠点施設周辺景観整備事業 賑わい拠点道の駅下條活性化事業 こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業／クロスカントリーコース整備事業／Uフェス～うるぎ村ふるさと体験フェス／田舎体験型観光事業 おきよめの湯、おきよめの郷及びふれあいステーション龍泉閣等活性化事業 泰阜村賑わい創出事業 喬木村賑わい拠点整備事業 豊丘村賑わい創出事業 大鹿村賑わい創出事業
<b>(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野</b>	
人財育成等	合同専門研修 外部専門家の招聘・活用事業

---

南信州広域連合 事務局

〒395-0034

長野県飯田市追手町2丁目678 県飯田合同庁舎5階

TEL 0265-53-7100 FAX 0265-53-7155

E-mail(代表) kouiki@minami.nagano.jp

URL <http://minami.nagano.jp>



南信州いいむす 21